

Agora 岐阜(アゴラ岐阜)は、さまざまな分野の専門家て構成された集団です。

## 特集

相続財産が相続税計算上の基礎控除以下の場合、相続税が発生しないため、相続時精算課税制度を適用して生前贈与を行おうというケースがみられます。しかし、相続税の心配がないからといってこの制度を選択適用し、生前贈与を実行すると後々おもしろトラブルが発生する可能性があります。今回は、実際にあったトラブルを題材に弁護士と税理士のやり取りを対話形式でご紹介します。

### 問題事例

お父様が亡くなられた(既に配偶者が亡くなっている)、子供が3人(同居の長男A、次男B(別居)、長女C(別居))います。

お父様の相続財産は住宅土地3,000万だけで、お父様は、遺言を残していました。

**遺言の内容**①同居していた長男Aにすべての財産(自宅である土地家屋3,000万円)を渡す。

**生前贈与**②次男Bには、生前に住宅用の資金として現金1,500万円を贈与していた。この時、お父様とBさんは、【相続時精算課税制度】を適用しており、現金贈与1,500万円に対する贈与税は非課税となる税務申告をしていた。

③長女Cは裕福な嫁ぎ先だったこともあり、生前には特に贈与されてはいなかった。

#### 相続時精算課税制度とは…

65歳以上の親から20歳以上の子供への生前贈与については、2,500万円までは贈与税が非課税とされています。2,500万円を超える贈与については、一律20%の贈与税が課税されます。ただし、相続が発生した時に、この贈与分も含めて相続税が課税されます。

相続時に納税する税額=(贈与財産+相続財産)×相続税率-贈与税

#### (1)遺留分減殺請求

坂井田税理士…お客さんのAさんから相談を受けました。同居していたお父様が亡くなって、遺言どおり自宅を引き継いで登記を済ましたところ、嫁いだCさんの代理人弁護士から、遺留分減殺請求という文書が届いたそうです。Aさんは、「同居していた実家の土地建物だけしか相続していないのに、こんな請求をされても…どうすればいいの!」と憤慨しています。

竹中弁護士…お父様が遺言ですべての財産をAさんに渡したとしても、Cさんには、遺留分という取り分があります(注1)。Cさんは、お父様から財産をもらった人に対し、その財産から私の遺留分に満たない分をくださいと求める権利(これを遺留分減殺請求権といいます)があるのです。

(注1)遺留分…今回のケースでは、Cさんには、対象財産の6分の1の割合(2分の1×法定相続分3分の1)の遺留分があります。

#### (2)遺留分減殺請求と生前贈与

坂井田税理士…Aさんは「現金を生前にもらったBからもらえばいいじゃないか!」と言っています。不思議なことにBさんには弁護士から何の連絡もいってないようです。

何故Aさんだけに請求がきたのでしょうか?Bさんからもらってくれと言うことはできないのでしょうか?

竹中弁護士…Cさんの遺留分がいくらあるのかということを決めるときには、お父様がBさんに生前贈与した現金が考慮されます(注2)。これは、Bさんへの生前贈与が特別受益(注3)というものに当たるからです。

(注2)遺留分額の計算…Cさんの遺留分額は、次のように計算されます。  
(3,000万円+1,500万円)×1/6=750万円  
(注3)特別受益とは…たとえば、結婚の際の持参金、大学の入学金、居住用の不動産の取得資金などを相続人の誰かに生前贈与していた場合、相続分や遺留分がいくらなのかを算定するにあたって、その贈与の額を加えて計算することになります。

坂井田税理士…じゃあ、不動産よりも分けやすい現金を受け取ったBさんからももらってくれればいいですね?

竹中弁護士…たしかに、現金のほうが分けやすくいいですね。しかし、そうはいきません。どの財産から遺留分をもらうのかということについて、法律で順番が決まっています。まず、遺言で渡した財産からもらいなさい、それで足りないときには、生前贈与で渡した財産からもらいなさいと決められているのです。今回のケースでは、お父様は、生前贈与でBさんに現金を渡し、遺言でAさんに自宅を渡しています。そうすると、Bさんが承知しない限り、Cさんはまず、遺言でAさんに渡された自宅から遺留分をもらわなければなりません。

坂井田税理士…遺留分の請求にも順番があるのでですね!Aさんも自宅を渡すわけにはいかないので、自分の貯金を取り崩してCさんへ支払うことを考えざるをえないのか…こうなってしまうと、次男へ自宅資金援助のための生前贈与、同居の長男への家を引き継ぐための遺言を残したお父様の思いが報われないですね…

#### (3)税金対策と相続トラブル

竹中弁護士…そうですね。相続税・贈与税対策だけ、跡継ぎ問題だけに気を取られてしまい、後から相続トラブルを引き起こして円満な相続ができなくなってしまうというケースもあります。いろんなことを想定しながら、贈与の仕方、遺言の書き方、財産の残し方を考えていかなければいけませんね。

坂井田税理士…相続税の心配がないからといって生前の相続時精算課税制度を安易に使うと税金が無税で何も問題がなかったではすまない困ったことになるケースがあるんですね。よく人間関係も把握してアドバイスしていかないといいけませんね。

相続時精算課税制度は、あくまで税法上の特典であり、民法上の制度に影響を及ぼすものではありません。この制度利用にあたっては、相続時に生じる可能性があるリスクについて、十分に検討する必要があります。